

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第30号

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

化製場等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の基準等）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第4条第3号の公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所は、次のとおりとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 神社、寺院及び遺跡等歴史的文化遺産を有する場所、<u>都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第2条第1項の都市公園等、遊園地、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第21項の風致地区、駅その他これらに類似する場所から200メートル以内の場所</u></p> <p>（3）・（4） [略]</p>	<p>（化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の基準等）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第4条第3号の公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所は、次のとおりとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 神社、寺院及び遺跡等歴史的文化遺産を有する場所、都市公園等（<u>都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園、国及び地方公共団体以外の者が設置する都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設をいう。）である公園又は緑地並びに社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号の公園又は緑地をいう。）</u>、遊園地、<u>同法第9条第21項の風致地区、駅その他これらに類似する場所から200メートル以内の場所</u></p> <p>（3）・（4） [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。